

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～9. (省略)

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または暗証の届出がある場合には暗証) を届出の印鑑 (または暗証の届出がある場合には暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。

11. (キャッシュカード)

(1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

(2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会 J A ネットバンク利用規定、J A バンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

12. (盗難通帳による払戻し等)

(1) (省略)

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～9. (省略)

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (追加) を届出の印鑑 (追加) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(新設)11. (盗難通帳による払戻し等)

(1) (省略)

(改 正 後)	(改 正 前)
(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) ～ (7) (省略) 1.3. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) 1.4. (取引の制限等) (省略) 1.5. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合 ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) ～ (7) (省略) 1.2. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) 1.3. (取引の制限等) (省略) 1.4. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合 ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に

(改 正 後)	(改 正 前)
偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合 ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (3) ～ (5) (省略) 1 6. (通知等) (省略) 1 7. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略) 1 8. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第2 1条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。） ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと	偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合 ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (3) ～ (5) (省略) 1 5. (通知等) (省略) 1 6. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略) 1 7. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第2 0条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。） ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

(改 正 後)	(改 正 前)
⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第18条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) (省略) 20. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略) 21. (未利用口座管理手数料) (1) ～ (3) (省略) (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) ～ (6) (省略) 22. (規定の変更等)	⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) (省略) 19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省略) 20. (未利用口座管理手数料) (1) ～ (3) (省略) (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) ～ (6) (省略) 21. (規定の変更等)

(改 正 後)	(改 正 前)
(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第15条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略) 以 上 (2025年4月1日現在)	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略) 以 上 (2024年4月1日現在)